



山形県公報

平成17年12月20日(火)
第1703号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する
規程.....(農政企画課)...1383
家畜伝染病発生の届出.....(生産流通課)...1384
国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...1385
土地改良区の定款変更の認可.....(置賜総合支庁農村計画課)...同
道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同
一般国道の供用の開始.....(同)...同
県道の供用の開始.....(同)...1386
同.....(最上総合支庁建設総務課)...同
道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同
県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)...同
県証紙売りさばき所の変更.....(同)...1387

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会12月定例会の招集.....同

選挙管理委員会関係

告 示

直接請求に必要な有権者の数.....同
海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数.....1388

公 告

一般競争入札の公告.....(統計企画課)...同
随意契約の相手方を選定するための公募による抽選の公告.....(企業局)...1389
一般競争入札の公告.....(病院事業局)...1390
同.....(同)...1391

正 誤

告 示

山形県告示第1158号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程
山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1号中「年利率1.05パーセント」を「年利率1.15パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.20パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.35パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.20パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.55パーセント」に改める。

別表中

年1.50パーセント	年1.20パーセント	を
年1.35パーセント	年1.05パーセント	
年1.20パーセント	年0.90パーセント	
年1.35パーセント	年1.05パーセント	
年1.10パーセント	年0.80パーセント	

に改める。

年1.40パーセント	年1.10パーセント	に改める。
年1.25パーセント	年0.95パーセント	
年1.10パーセント	年0.80パーセント	
年1.25パーセント	年0.95パーセント	
年1.00パーセント	年0.70パーセント	

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成17年9月20日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成17年9月20日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

山形県告示第1159号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
流行性脳炎	豚	患 畜	2	最上郡鮭川村大字川口字山梨沢山4325 - 11	平成17.12. 2
ヨ ー ネ 病	牛	患 畜	1	米沢市大字李山3076	同 12.12

山形県告示第1160号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称
高 島 町
- 2 調査を行った期間
平成15年5月9日から平成17年3月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
高島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字竹森、大字深沼の各一部
- 5 認証年月日
平成17年12月12日

山形県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
諏訪堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日
平成17年12月8日

山形県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年12月20日から平成18年1月2日まで縦覧に供する。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字長島字東原645番1から 同 上まで	旧	6.8メートル ? 6.8	メートル 26
同 上	新	6.8メートル ? 17.0	同 上

山形県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年12月20日から平成18年1月2日まで縦覧に供する。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 347号
- 2 供用開始の区間 村山市大字白鳥字小国沢3067番3 から
同 大字長島字東原645番1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月20日

山形県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年12月20日から平成18年1月2日まで縦覧に供する。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字押切字榎原912番1 から
同 字押切241番1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月22日

山形県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年12月20日から平成18年1月2日まで縦覧に供する。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市沼田町257番1 から
同 246番1 まで
- 3 供用開始の期日 平成17年12月28日

山形県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年12月20日から平成18年1月2日まで縦覧に供する。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字高岡字古屋敷二4854番2 から 同 字水上澤一4861番地1 まで	旧	6.4メートル 5.0	メートル 90
同 上	新	7.3メートル 5.0	同 上

山形県告示第1167号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	廃 止 年 月 日
株式会社白鷹自動車学校 代表取締役 管 辰郎	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地	同 左	平成17.11.30

山形県告示第1168号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成17年12月20日

山形県知事 齋 藤 弘

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売 り さ ば き 所 の 所 在 地		承 認 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社マツキ 代表取締役 松木 紀昌	長井市緑町7番45号	同 左	平成17.12.13
		西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地	

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第20号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成17年12月20日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

- 招集の日時 平成17年12月22日(木) 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
 - 山形県文化財保護条例第26条の規定に基づく無形民俗文化財の指定について
 - 教育委員会職員の人事について
 - 教職員の人事について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年12月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,736人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 231,131人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	67,770人	村山市	7,829人	西村山郡	12,896人
米沢市	24,435人	長井市	8,376人	最上郡	13,822人
鶴岡市・ 西田川郡	29,204人	天童市	16,881人	東置賜郡	12,340人
酒田市	26,773人	東根市	12,313人	西置賜郡	9,670人
新庄市	10,870人	尾花沢市・ 北村山郡	8,306人	東田川郡	18,451人
寒河江市	11,646人	南陽市	9,523人	飽海郡	10,189人
上山市	9,959人	東村山郡	7,681人		

山形県選挙管理委員会告示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、486人である。

平成17年12月20日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県統計調査員トータル管理システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年12月20日

山形県知事 齋藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1602会議室
- (2) 日 時 平成18年1月10日(火) 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県統計調査員トータル管理システム改修業務 一式
- (2) 調達する役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成18年3月31日まで
- (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 山形県内に事業所を有すること。
- (3) 当該業務と同種同等の業務を受託した実績を有すること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす要員を配置できること。なお、主任担当者以外の要員は、兼務することを妨げない。
 - イ 主任担当者にあつては、情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成9年通商産業省令第47号。以下「省令」という。）に規定するプロジェクトマネージャ試験に合格した者又はこれと同等以上の資格を有する者若しくは能力を有すると認められる者であること。
 - ロ 業務アプリケーション設計者にあつては、改修対象システム及び対象業務をよく理解し、分析・設計を行う能力を有すると認められる者であること。
 - ハ データベース設計者にあつては、省令に規定するテクニカルエンジニア（データベース）試験に合格した者又はこれと同等以上の資格を有する者若しくは能力を有すると認められる者であること。
 - ニ 作業従事者にあつては、基本情報処理技術者試験に合格した者又はこれと同等以上の資格を有する者若しくは能力を有すると認められる者であること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室統計企画課企画担当 電話番号023 - 630 - 2188
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効である。
- 7 その他
この公告による入札に参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。
 - (1) 受付期間 平成17年12月20日（火）から同月26日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
 - (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 受付場所 山形県総務部総合政策室統計企画課

県有地の売買について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の相手方を選定するための公募による抽選（以下「公募抽選」という。）を次のとおり行う。

平成17年12月20日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 公募抽選の場所及び日時並びに公募抽選に付する物件及び価格

場 所	日 時	公募抽選に付する物件及び価格
酒田市中野俣字赤田沢6 山形県企業局 庄内地区水道事務所平田支所会議室	平成18年1月26日(木) 午前1時30分開始	酒田市北千日町113番 土地 宅地 384.62平方メートル 価格 12,862,000円
	平成18年1月26日(木) 午後2時00分開始	酒田市北千日町103番1 土地 宅地 330.78平方メートル 価格 11,181,000円

- 2 応募期間
平成17年12月22日（木）から平成18年1月19日（金）まで
- 3 公募抽選参加者の資格
次の各号に該当しない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

4 契約条項を示す場所

山形市松波二丁目8番1号 山形県企業局総務企画課 電話023(630)2739

5 契約保証金

契約金額の100分の10以上

6 公募抽選参加の申込みの無効

公募抽選に参加する者に必要な資格のない者のした公募抽選参加の申込み及び公募抽選に関する条件に違反した公募抽選参加の申込みは、無効である。

7 現地説明会の場所及び日時

場 所	日 時
酒田市北千日町113番及び 酒田市北千日町103番1	平成18年1月9日（月） 午前10時30分

8 その他

(1) 郵便による公募抽選参加の申込みを認める。

(2) 公募抽選、公募抽選参加の申込条件及び契約に関する詳細については、山形県企業局総務企画課（電話023(630)2739）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立日本海病院寝具及び病衣賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月20日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院2階会議室

(2) 日 時 平成18年2月15日（水）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 債務負担行為山形県立日本海病院院内寝具及び病衣賃貸サービス

ロ 予定数量

(イ) 入院患者用寝具 500,200組

(ロ) 新生児・未熟児用寝具 12,000組

(ハ) 当直仮眠室用寝具 35,100組

(ニ) 病衣 485,200組

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立日本海病院

(5) 入札方法 (1)のロの(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとに1組1日当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。

(2) 医療法施行規則 昭和23年厚生省令第50号 第9条の14に定める基準に適合していること。

(3) 災害等により一時的に2の(1)のイの業務の実施に係る施設に操業が困難となる場合に備えて必要な措置が講じられていること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)の口の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) 公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書を平成18年1月27日（金）までに山形県立日本海病院医事経営課用度係に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に關し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (3) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
 - (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supplying hospital linen to Nihonkai Prefectural Hospital
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. February 15, 2006
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立日本海病院院内清掃業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年12月20日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

1 入札の場所及び日時


- (1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院2階会議室
- (2) 日 時 平成18年2月15日(水) 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 債務負担行為山形県立日本海病院院内清掃業務 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立日本海病院
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院総務課施設係 電話番号0234(26)2001
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法 
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) 公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年2月2日（木）までに山形県立日本海病院総務課施設係に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - (2) 現場説明会の場所及び日時
イ 場所 山形県立日本海病院2階講堂
ロ 日時 平成18年2月2日（木） 午前11時
 - (3) この契約においては契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手續の停止等があり得る。
 - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Cleaning of building of Nihonkai Prefesctural Hospital
 - (2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. February 15, 2006
 - (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Nihonkai Prefectural Hospital , 30 Akiho-cho, Sakata-shi , Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

正 誤

発行年月日	県公報番号	ページ	行	誤	正
平成17.10.25	第1687号	1180	下から6	第10項を第11項とし、	第10項を第9項とし、
同 11.22	第1695号	1277	8	高谷1号～同12号	高屋1号～同12号
同	同	同	13	高谷1号～同12号	高屋1号～同12号